

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 本 多 昇

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

人権擁護委員の本多昇氏の任期が令和8年6月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるためこの案を提出するものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 稲 橋 きよみ

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

人権擁護委員の大熊康雄氏の任期が令和8年6月30日で満了となるため、後任として稲橋きよみ氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるためこの案を提出するものである。

第1号議案

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、
同意を求める。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 三日尻 憲一

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の三日尻憲一氏の任期が、令和8年3月31日で満了となるため、同氏を再選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第2号議案

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、
同意を求める。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 大塚 哲章

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の大塚哲章氏の任期が、令和8年3月31日で満了となるため、同氏を再選任することについて同意を得た
いので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定
により、この案を提出するものである。

第3号議案

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、
同意を求める。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 波多野 修一

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の波多野修一氏の任期が、令和8年3月31日で満了となるため、同氏を再選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第4号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が令和8年2月8日に執行されることに伴い、緊急に一般会計補正予算を編成する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日に、令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）（別紙）

令和8年1月23日

伊奈町長 大 島 清

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度伊奈町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,001,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

伊奈町長 大 島 清

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県 支 出 金		1,277,926	20,187	1,298,113
	3. 県 委 託 金	128,853	20,187	149,040
18. 繰 入 金		620,602	59	620,661
	2. 基 金 繰 入 金	573,751	59	573,810
歳 入	合 計	15,981,422	20,246	16,001,668

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,959,073	20,246	2,979,319
	4. 選挙費	34,608	20,246	54,854
歳出	合計	15,981,422	20,246	16,001,668

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計
15. 県支出金	1,277,926	20,187	1,298,113
18. 繰入金	620,602	59	620,661
歳入合計	15,981,422	20,246	16,001,668

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計	補正予算財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,959,073	20,246	2,979,319	20,187			59
歳出合計	15,981,422	20,246	16,001,668	20,187			59

2. 歳入

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県委託金	127,077	20,187	147,264	3. 選挙費委託金	20,187	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金
計	128,853	20,187	149,040			

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	414,573	59	414,632	1. 財政調整基金繰入金	59	財政調整基金繰入金
計	573,751	59	573,810			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 区分額	説明
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
4. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	20,246	20,246	20,187			59		
				20,187			59	1. 報酬 1,278	●衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 (選挙管理委員会) 20,246
								3. 職員手当等 9,470	1報酬 1,278 非常勤職員報酬
								8. 旅費 161	・投票管理者報酬 270 ・投票立会人報酬 342
								10. 需用費 1,868	・開票立会人報酬 182 ・開票管理者報酬 12
								11. 役務費 3,218	・期日前投票管理者報酬 71 ・期日前投票立会人報酬 401
								12. 委託料 3,234	3職員手当等 9,470 時間外勤務手当 3,000
								13. 使用料及び賃借料 885	投票事務従事者手当 3,600 開票事務従事者手当 1,360 投開票所準備従事者手当 700
								17. 備品購入費 132	投票所管理手当 18 期日前投票事務従事者手当 792 8旅費 161 費用弁償 156 普通旅費 5
									10需用費 1,868 消耗品費 1,044

2. 総務費

一般会計

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 区分額	説明
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
								燃料費	13
								食糧費	118
								印刷製本費	693
								11 役務費	3,218
								通信運搬費	2,165
								手数料	1,053
								12 委託料	3,234
								委託料	
								・ポスター掲示場設置委託料	1,836
								・投票所備品運搬委託料	220
								・選挙公報新聞折込委託料	214
								・投開票所設営委託料	964
								13 使用料及び賃借料	885
								イベント機材使用料	830
								複写機使用料	55
								17 備品購入費	132
								選挙用備品費	
計	34,608	20,246	54,854	20,187			59		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月 分) (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		24,264	(4.65) 10,363			210	34,837	4,703	39,540	
	議 員	16	45,970		(4.65) 21,372				67,342	12,120	79,462	
	その他の 特別職	979	46,157						46,157		46,157	
	計	998	92,127	24,264	31,735			210	148,336	16,823	165,159	
補正前	長 等	3		24,264	(4.65) 10,363			210	34,837	4,703	39,540	
	議 員	16	45,970		(4.65) 21,372				67,342	12,120	79,462	
	その他の 特別職	855	44,879						44,879		44,879	
	計	874	90,849	24,264	31,735			210	147,058	16,823	163,881	
比 較	長 等	0		0	0			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	その他の 特別職	124	1,278						1,278		1,278	
	計	124	1,278	0	0			0	1,278	0	1,278	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(218)	276	239,780	1,063,495	795,283	2,098,558	335,987	2,434,545	
補 正 前	(218)	276	239,780	1,063,495	785,813	2,089,088	335,987	2,425,075	
比 較	(0)	0	0	0	9,470	9,470	0	9,470	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	17,736	59,694	19,120	16,127	790	44,980	77,297
	補 正 前	17,736	59,694	19,120	16,127	790	44,980	74,297
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,000
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		290,786	239,264	15,500	13,989		
	補 正 前		290,786	239,264	15,500	7,519		
	比 較		0	0	0	6,470		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 276	1,023,994	703,778	1,727,772	335,987	2,063,759	
補 正 前	(3) 276	1,023,994	694,308	1,718,302	335,987	2,054,289	
比 較	(0) 0	0	9,470	9,470	0	9,470	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	17,736	57,716	19,120	15,613	790	44,980	77,297
	補 正 前	17,736	57,716	19,120	15,613	790	44,980	74,297
	比 較	0	0	0	0	0	0	3,000
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		242,481	198,556	15,500	13,989		
	補 正 前		242,481	198,556	15,500	7,519		
	比 較		0	0	0	6,470		

この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(215)	239,780	39,501	91,505	370,786		370,786	
補 正 前	(215)	239,780	39,501	91,505	370,786		370,786	
比 較	(0)	0	0	0	0		0	

() 内は短時間勤務職員の外書

内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			1,978		514		
	補 正 前			1,978		514		
	比 較			0		0		
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		48,305	40,708				
	補 正 前		48,305	40,708				
	比 較		0	0				

この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考 (千円)
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考 (千円)
職員手当	9,470	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	9,470	時間外勤務手当 3,000 その他の手当 6,470	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職	技 能 労 務 職
令和8年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,586	327,125
	平均給与月額(円)	373,173	353,440
	平均年齢(歳)	40	52
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	313,782	311,662
	平均給与月額(円)	380,196	351,454
	平均年齢(歳)	40	51

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国 の 制 度	
			行 政 職 (一) (円)	行 政 職 (二) (円)
高 校 卒	213,100	206,700	200,300	198,200
大 学 卒	237,600	—	232,000	—

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8 年 1 月 1 日 現在	7 級	() 10	() 4	2 級	() 8	() 100
	6 級	() 29	() 12	1 級	() 0	() 0
	5 級	() 43	() 17			
	4 級	() 36	() 14			
	3 級	(3) 43	(100) 17			
	2 級	() 44	() 18			
	1 級	() 44	() 18			
	計	(3) 249	(100) 100	計	() 8	() 100
令和 7 年 1 月 1 日 現在	7 級	() 10	() 4	2 級	() 8	() 100
	6 級	() 28	() 11	1 級	() 0	() 0
	5 級	() 43	() 17			
	4 級	(1) 42	(17) 17			
	3 級	(5) 45	(83) 18			
	2 級	() 40	() 16			
	1 級	() 42	() 17			
	計	(6) 250	(100) 100	計	() 8	() 100

() 内は短時間勤務職員の外書

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職	統括監の職務又はこれに相当する職務	課長の職務又はこれに相当する職務	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	係長の職務又はこれに相当する職務	主任の職務又はこれに相当する職務	主事の職務又はこれに相当する職務	主事補の職務又はこれに相当する職務

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			行 政 職	技 能 労 務 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	264	256	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	239	231	8	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	27	25	2
		4号給 (人)	212	206	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	90.5	90.2	100		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	264	256	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	239	231	8	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	27	25	2
		4号給 (人)	212	206	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	90.5	90.2	100		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補 正 前	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
国 の 制 度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

() 内は再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	伊奈町全域
支給率(%)	5
支給対象職員数(人)	279
国の指定基準に基づく支給率(%)	5

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	職種
		行政職
給料総額に対する比率(%)	0.08	0.07
支給対象職員の比率(%)	21.51	21.77
代表的な特殊勤務手当の名称	保育士手当、犬猫等死体処理手当、保健師手当	

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

第5号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援策の実施に伴い、緊急に一般会計補正予算を編成する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月26日に、令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）（別紙）

令和8年1月26日

伊奈町長 大 島 清

令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度伊奈町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,547,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年1月26日

伊奈町長 大 島 清

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,591,375	503,678	3,095,053
	2. 国庫補助金	552,162	503,678	1,055,840
15. 県支出金		1,298,113	1,461	1,299,574
	2. 県補助金	296,794	1,461	298,255
18. 繰入金		620,661	41,064	661,725
	2. 基金繰入金	573,810	41,064	614,874
歳入	合計	16,001,668	546,203	16,547,871

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,979,319	177,651	3,156,970
	1. 総務管理費	2,453,555	177,651	2,631,206
3. 民生費		6,860,515	161,335	7,021,850
	1. 社会福祉費	3,881,390	7,436	3,888,826
	2. 児童福祉費	2,978,975	153,899	3,132,874
4. 衛生費		1,583,594	104,625	1,688,219
	1. 保健衛生費	572,356	4,150	576,506
	3. 上水道費	0	100,475	100,475
9. 教育費		1,184,931	102,592	1,287,523
	1. 教育総務費	487,196	102,592	589,788
歳出	合計	16,001,668	546,203	16,547,871

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高騰対策生活応援商品券配布事業	176,600 千円
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高騰対策防犯カメラ等購入費補助事業	1,051 千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	612 千円
4. 衛生費	3. 上水道費	物価高騰対策水道基本料金免除事業	99,875 千円
9. 教育費	1. 教育総務費	物価高騰対策学校給食費負担軽減事業	65,702 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,591,375	503,678	3,095,053
15. 県支出金	1,298,113	1,461	1,299,574
18. 繰入金	620,661	41,064	661,725
歳入合計	16,001,668	546,203	16,547,871

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の予算額	補正額	計	補正予算財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,979,319	177,651	3,156,970	160,298			17,353
3. 民生費	6,860,515	161,335	7,021,850	159,541			1,794
4. 衛生費	1,583,594	104,625	1,688,219	100,300			4,325
9. 教育費	1,184,931	102,592	1,287,523	85,000			17,592
歳出合計	16,001,668	546,203	16,547,871	505,139			41,064

2. 歳入

(款)14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	373,362	352,791	726,153	1. 総務管理費補助金	352,791	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2. 民生費国庫補助金	122,757	150,887	273,644	2. 児童福祉費補助金	150,887	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 148,000 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 2,887
計	552,162	503,678	1,055,840			

(款)15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	244,379	1,461	245,840	2. 児童福祉費補助金	1,461	保育所等物価高騰対策給付事業費補助金
計	296,794	1,461	298,255			

(款)18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	414,632	41,064	455,696	1. 財政調整基金繰入金	41,064	財政調整基金繰入金
計	573,810	41,064	614,874			

9. 自治振興費	74,492	1,051	75,543	850			201			
				850			201	11. 役務費	●物価高騰対策防犯カメラ等購入費補助事業(危機管理課)	1,051
								51		
								18. 負担金、補助及び交付金	11役務費	51
									通信運搬費	22
									手数料	29
								1,000	18負担金、補助及び交付金	1,000
									補助金	
									・防犯カメラ等購入費補助金	
計	2,453,555	177,651	2,631,206	160,298			17,353			

(款) 3 . 民生費

(項) 1 . 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,160,551	2,859	2,163,410	2,300			559			
				2,300			559	11. 役務費	●物価高騰対策障害福祉事業所等緊急支援給付事業(社会福祉課)	2,859
								9		
								18. 負担金、補助及び交付金	11役務費	9
									通信運搬費	
									18負担金、補助及び交付金	2,850
									補助金	
									・障害福祉サービス事業所等緊急支援給付金	
2. 老人福祉費	601,017	4,577	605,594	3,700			877			
				3,700			877	11. 役務費	●物価高騰対策介護事業所等緊急支援給付事業(いきいき長寿課)	4,577
								7		
								18. 負担金、補助及び交付金	11役務費	7
									通信運搬費	
									18負担金、補助及び交付金	4,570
									補助金	
									・介護事業所等緊急支援給付金	

3 . 民生費

一般会計

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他	区分額	
計	3,881,390	7,436	3,888,826	6,000			1,436	

(款) 3 . 民生費

(項) 2 . 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	116,887	150,980	267,867	150,980								
				150,887					1. 報酬	●物価高対応子育て応援手当事業（子育て支援課）	150,887	
								546				
										3. 職員手当等	1報酬	546
								73			会計年度任用職員報酬	
										10. 需用費	・基本報酬	
								358			3職員手当等	73
										11. 役務費	時間外勤務手当	
								1,415			10需用費	358
										12. 委託料	消耗品費	26
				495			印刷製本費	332				
						18. 負担金、補助及び交付金	11役務費	1,415				
							通信運搬費	615				
							手数料	800				
				148,093			12委託料	495				
							委託料					
							・システム改修業務委託料					
							18負担金、補助及び交付金	148,000				
							補助金					
							・子育て応援手当補助金					
				93								
								●物価高騰対策こども食堂運営支援給付事業（子育て支援課）	93			

									18負担金、補助及び交付金 補助金 ・こども食堂運営支援給付金	93
4. 保育所費	1,152,629	2,919	1,155,548	2,561			358			
				2,561			358	18. 負担金、補助及び交付金 2,919	●物価高騰対策保育所等緊急支援給付事業（子育て支援課） 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・私立保育園運営費特別補助金	2,919 2,919
計	2,978,975	153,899	3,132,874	153,541			358			

(款) 4 . 衛生費

(項) 1 . 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	253,958	4,150	258,108	3,300			850			
				3,300			850	11. 役務費 30	●物価高騰対策医療機関等緊急支援給付事業（健康増進課）	4,150
								18. 負担金、補助及び交付金 4,120	11役務費 通信運搬費 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・医療機関等緊急支援給付金	30 4,120
計	572,356	4,150	576,506	3,300			850			

(款) 4 . 衛生費

(項) 3 . 上水道費

1. 上水道事業費	0	100,475	100,475	97,000			3,475			
				97,000			3,475	18. 負担金、補助及び交付金 100,475	●物価高騰対策水道基本料金免除事業（上下水道課） 18負担金、補助及び交付金 補助金 ・水道事業会計補助金	100,475 100,475

4 . 衛生費

一般会計

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他	区分額	
計	0	100,475	100,475	97,000			3,475	

(款) 9 . 教育費

(項) 1 . 教育総務費

3. 教育指導費	170,787	102,592	273,379	85,000			17,592			
				85,000			17,592	10. 需用費	●物価高騰対策学校給食費負担軽減事業 (学校教育課)	102,592
								52	10需用費	52
								156	11. 役務費	16
									消耗品費	36
									印刷製本費	156
									11役務費	61
									通信運搬費	95
									手数料	102,384
									18負担金、補助及び交付金	7,868
									補助金	94,516
									・給食費負担軽減支援金	
									交付金	
									・給食費負担軽減給食会計交付金	
計	487,196	102,592	589,788	85,000			17,592			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(220) 276	240,326	1,063,495	795,956	2,099,777	335,987	2,435,764	
補 正 前	(218) 276	239,780	1,063,495	795,283	2,098,558	335,987	2,434,545	
比 較	(2) 0	546	0	673	1,219	0	1,219	

() 内は短時間勤務職員の外書

内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の	補 正 後	17,736	59,694	19,120	16,127	790	44,980	77,970
	補 正 前	17,736	59,694	19,120	16,127	790	44,980	77,297
	比 較	0	0	0	0	0	0	673
	区 分	宿 日 直 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	そ の 他 の 手 当		
	補 正 後		290,786	239,264	15,500	13,989		
	補 正 前		290,786	239,264	15,500	13,989		
	比 較		0	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 276	1,023,994	704,451	1,728,445	335,987	2,064,432	
補 正 前	(3) 276	1,023,994	703,778	1,727,772	335,987	2,063,759	
比 較	(0) 0	0	673	673	0	673	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	17,736	57,716	19,120	15,613	790	44,980	77,970
	補 正 前	17,736	57,716	19,120	15,613	790	44,980	77,297
	比 較	0	0	0	0	0	0	673
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		242,481	198,556	15,500	13,989		
	補 正 前		242,481	198,556	15,500	13,989		
	比 較		0	0	0	0		

この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(217)	240,326	39,501	91,505	371,332		371,332	
補 正 前	(215)	239,780	39,501	91,505	370,786		370,786	
比 較	(2)	546	0	0	546		546	

() 内は短時間勤務職員の外書

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			1,978		514		
	補 正 前			1,978		514		
	比 較			0		0		
内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
	補 正 後		48,305	40,708				
	補 正 前		48,305	40,708				
	比 較		0	0				

この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算の基礎となったものについて記載

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考 (千円)
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考 (千円)
職 員 手 当	673	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	673	時 間 外 勤 務 手 当 673	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職	技 能 労 務 職
令和8年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,586	327,125
	平均給与月額(円)	373,173	353,440
	平均年齢(歳)	40	52
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	313,782	311,662
	平均給与月額(円)	380,196	351,454
	平均年齢(歳)	40	51

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国 の 制 度	
			行 政 職 (一) (円)	行 政 職 (二) (円)
高 校 卒	213,100	206,700	200,300	198,200
大 学 卒	237,600	—	232,000	—

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8 年 1 月 1 日 現在	7 級	() 10	() 4	2 級	() 8	() 100
	6 級	() 29	() 12	1 級	() 0	() 0
	5 級	() 43	() 17			
	4 級	() 36	() 14			
	3 級	(3) 43	(100) 17			
	2 級	() 44	() 18			
	1 級	() 44	() 18			
	計	(3) 249	(100) 100	計	() 8	() 100
令和 7 年 1 月 1 日 現在	7 級	() 10	() 4	2 級	() 8	() 100
	6 級	() 28	() 11	1 級	() 0	() 0
	5 級	() 43	() 17			
	4 級	(1) 42	(17) 17			
	3 級	(5) 45	(83) 18			
	2 級	() 40	() 16			
	1 級	() 42	() 17			
	計	(6) 250	(100) 100	計	() 8	() 100

() 内は短時間勤務職員の外書

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職	統括監の職務又はこれに相当する職務	課長の職務又はこれに相当する職務	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	係長の職務又はこれに相当する職務	主任の職務又はこれに相当する職務	主事の職務又はこれに相当する職務	主事補の職務又はこれに相当する職務

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			行 政 職	技 能 労 務 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	264	256	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	239	231	8	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	27	25	2
		4号給 (人)	212	206	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	90.5	90.2	100		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	264	256	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	239	231	8	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	27	25	2
		4号給 (人)	212	206	6
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	90.5	90.2	100		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補 正 前	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
国 の 制 度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

() 内は再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	伊奈町全域
支給率 (%)	5
支給対象職員数 (人)	279
国の指定基準に基づく支給率 (%)	5

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	職種
		行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.08	0.07
支給対象職員の比率 (%)	21.51	21.77
代表的な特殊勤務手当の名称	保育士手当、犬猫等死体処理手当、保健師手当	

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

第6号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度伊奈町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援策の実施に伴い、緊急に水道事業補正予算を編成する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月26日に、令和7年度伊奈町水道事業会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものです。

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度伊奈町水道事業会計補正予算（第3号）（別紙）

令和8年1月26日

伊奈町長 大 島 清

令和7年度伊奈町水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度伊奈町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度伊奈町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1, 119, 711千円	600千円	1, 120, 311千円
第2項 営業外収益	198, 185千円	600千円	198, 785千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1, 071, 591千円	660千円	1, 072, 251千円
第1項 営業費用	1, 057, 721千円	660千円	1, 058, 381千円

令和8年1月26日

伊奈町長 大 島 清

令和7年度伊奈町水道事業会計予算実施計画

収益の収入

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,119,711	600	1,120,311	
	2 営業外収益		198,185	600	198,785	
		4 他会計補助金	50,112	600	50,712	他会計補助金 600

収益の支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,071,591	660	1,072,251	
	1 営業費用		1,057,721	660	1,058,381	
		3 業務費	102,446	660	103,106	委託料 660

令和7年度伊奈町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー：	
当年度純利益	10,611
減価償却費	341,358
固定資産除却損	5,683
退職給付引当金の増減額（△は減少）	0
修繕引当金の増減額（△は減少）	0
長期前受金戻入額	△ 105,997
受取利息及び受取配当金	△ 1,852
支払利息	8,149
資産売却損益（△は益）	△ 274
その他特別利益	0
その他特別損失	0
未収金の増減額（△は増加）	0
未払金の増減額（△は減少）	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 265
賞与引当金の増減額（△は減少）	255
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	88
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 4,442
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	0
小計	253,314
利息及び配当金の受取額	1,852

利息の支払額	△ 8,149
業務活動によるキャッシュ・フロー	247,017
2 投資活動によるキャッシュ・フロー：	
有形固定資産の取得による支出	△ 498,422
資産の売却による収入	274
有価証券の取得による支出	△ 250,000
国庫補助金による収入	59,934
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	9,790
加入金による収入	40,360
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 638,064
3 財務活動によるキャッシュ・フロー：	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 63,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 63,893
資金増加(減少)額	△ 454,940
資金期首残高	1,522,500
資金期末残高	1,067,560

令和7年度伊奈町水道事業予定損益計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	834,726		
	(2) その他の営業収益	<u>3,328</u>	838,054	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	294,041		
	(2) 配水及び給水費	213,317		
	(3) 業務費	94,589		
	(4) 総係費	54,871		
	(5) 減価償却費	341,358		
	(6) 資産減耗費	<u>6,083</u>	<u>1,004,259</u>	
	営業利益			△ 166,205
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	1,852		
	(2) 長期前受金戻入	105,997		
	(3) 他会計補助金	50,712		
	(4) 雑収益	<u>30,677</u>	189,238	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	8,149		
	(2) 繰延勘定償却	0		
	(3) 雑支出	<u>3,073</u>	<u>11,222</u>	<u>178,016</u>
	経常利益			11,811
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	1,200		
	(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>1,200</u>	<u>△ 1,200</u>
	当年度純利益			10,611
	前年度繰越利益剰余金			0
	当年度未処分利益剰余金			<u>10,611</u>

令和7年度伊奈町水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資産の部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		125,959	
	ロ 建物	674,749		
	減価償却累計額	<u>△ 453,616</u>	221,133	
	ハ 構築物	13,122,016		
	減価償却累計額	<u>△ 5,586,818</u>	7,535,198	
	ニ 機械及び装置	2,119,021		
	減価償却累計額	<u>△ 1,420,501</u>	698,520	
	ホ 車両運搬具	28,076		
	減価償却累計額	<u>△ 12,442</u>	15,634	
	ヘ 工具器具及び備品	43,313		
	減価償却累計額	<u>△ 33,282</u>	10,031	
	ト 建設仮勘定	<u>21,451</u>	<u>21,451</u>	
	有形固定資産合計			8,627,926
(2)	無形固定資産			
	イ 地上権		0	
	ロ 電話加入権		462	
	ハ ソフトウェア		<u>0</u>	
	無形固定資産合計			462
(3)	投資その他の資産			
	イ 投資		<u>250,000</u>	
	投資その他の資産合計			<u>250,000</u>
	固定資産合計			8,878,388

2	流動資産			
(1)	現金預金		1,067,560	
(2)	未収金	103,466		
	貸倒引当金	<u>△ 227</u>	103,239	
(3)	貯蔵品		6,592	
(4)	前払金		0	
(5)	その他流動資産		<u>1,000</u>	
	流動資産合計			<u>1,178,391</u>
	資産合計			<u>10,056,779</u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 (返済期限1年以上の企業債)		960,297	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金		0	
(3)	前受金		0	
(4)	その他固定負債		<u>0</u>	
	固定負債合計			960,297
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 (返済期限1年未満の企業債)		64,450	
(2)	未払金		41,309	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	4,487		
	ロ 法定福利費引当金	904		
	ハ 修繕引当金	<u>123,358</u>		
	引当金合計		128,749	
(4)	その他流動負債		<u>2,728</u>	
	流動負債合計			237,236

5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ 受贈財産評価額	58,056			
収益化累計額	<u>△ 37,912</u>	20,144		
ロ 工事負担金	3,911,026			
収益化累計額	<u>△ 2,547,662</u>	1,363,364		
ハ 他会計負担金	219,712			
収益化累計額	<u>△ 134,527</u>	85,185		
ニ 国庫補助金	286,402			
収益化累計額	<u>△ 66,891</u>	219,511		
ホ 加入金	553,052			
収益化累計額	<u>△ 109,781</u>	443,271	2,131,475	
繰延収益合計				<u>2,131,475</u>
負債合計				<u>3,329,008</u>
		資本の部		
6 資本金				
(1) 自己資本金				
イ 繰入資本金		558,197		
ロ 組入資本金		<u>6,058,963</u>	<u>6,617,160</u>	
資本金合計				6,617,160
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		0		
ロ 工事負担金		0		
ハ 他会計負担金		<u>0</u>		
資本剰余金合計			0	
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金		0		
ロ 建設改良積立金		0		
ハ 利益積立金		100,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	0			
繰越利益剰余金年度末残高	0			
当年度純利益	10,611	<u>10,611</u>		
利益剰余金合計			<u>110,611</u>	
剰余金合計				<u>110,611</u>
資本合計				<u>6,727,771</u>
負債資本合計				<u>10,056,779</u>

第 2 1 号議案

伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例

伊奈町印鑑条例（平成 3 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第 2 1 号議案 参考資料

伊奈町印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条から第 1 1 条まで 略 (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 1 2 条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添え、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書と印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認のうえ、印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、町長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）において個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明</p>	<p>第 1 条から第 1 1 条まで 略 (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 1 2 条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添え、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書と印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認のうえ、印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、町長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）において個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明</p>

用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を用いて、暗証番号を入力することにより、町長に印鑑登録の証明の申請をすることができる。

4 町長は、前項の規定により申請があったときは、多機能端末機により作成した印鑑登録原票の謄本による印鑑登録証明書を申請者に交付するものとする。

5 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンタからの打ち出しを含む。)に次に掲げる事項を記載し、この写しが登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。)を用いて、暗証番号を入力することにより、町長に印鑑登録の証明の申請をすることができる。

4 町長は、前項の規定により申請があったときは、多機能端末機により作成した印鑑登録原票の謄本による印鑑登録証明書を申請者に交付するものとする。

5 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンタからの打ち出しを含む。)に次に掲げる事項を記載し、この写しが登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(2) 生年月日

(3) 住所

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第13条から第16条まで 略

(2) 生年月日

(3) 住所

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第13条から第16条まで 略

第 2 2 号議案

伊奈町認可地縁団体印鑑条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づく町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- (1) 認可地縁団体の代表者
- (2) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号に規定する職務代行者
- (3) 法第 2 6 0 条の 9 に規定する仮代表者
- (4) 法第 2 6 0 条の 1 0 に規定する特別代理人
- (5) 法第 2 6 0 条の 2 4 又は第 2 6 0 条の 2 5 に規定する清算人

(登録申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）に登録を受けようとする印鑑を添え、自ら町長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が、病気その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。

2 前項の場合において、登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(印鑑の登録)

第 4 条 町長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第 2 1 条第 2 項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録申請書に記載されて

いる事項その他必要な事項について審査し、適正であると認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。

2 町長は、前項の印鑑登録原票に、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 登録資格
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所

3 町長は、前項各号に掲げる事項のほか、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要と認める事項を登録することができる。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、町長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録をすることができない。

- (1) ゴム印その他変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でない町長が認めたもの

(登録廃止の申請)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）又はその代理人は、登録している認可地縁団体印鑑を押印した

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、町長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請することができる。

- 2 印鑑登録者又はその代理人は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、町長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。
- 3 第3条第2項の規定は、前項の申請に準用する。
- 4 町長は、第1項又は第2項の申請があったときは、当該印鑑登録者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。

(登録事項の修正)

第7条 町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(印鑑登録原票の職権抹消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかの理由が生じたときは、職権で認可地縁団体印鑑の登録に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。

- (1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき。
- (4) その他町長が、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたときと認めたとき。

- 2 町長は、前項第3号又は第4号の理由により印鑑登録原票を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。

(印鑑登録証明書の申請)

第9条 印鑑登録者又はその代理人は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により、町長に申請しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第10条 町長は、前条の申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項

及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に対し、次に掲げる事項を記載して作成された認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

- (1) 印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨
- (2) 認可地縁団体の名称
- (3) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (4) 登録資格
- (5) 代表者等の氏名
- (6) 代表者等の生年月日

(代理人による申請等)

第11条 第3条第1項、第6条第1項及び第2項並びに第9条に規定する行為を代理人が行おうとするときは、代表者等からの委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

(印鑑登録の証明手数料)

第12条 認可地縁団体印鑑登録の証明手数料は、伊奈町手数料条例（平成12年条例第10号）第2条第1項第41号の定めるところによる。

(事実の調査)

第13条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要があると認められるときは、職員をして関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求めさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(閲覧の禁止)

第14条 町長は、印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(伊奈町行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、伊奈町行政手続条例（平成10年条例第3号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

認可地縁団体に係る印鑑の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定したいので、この案を提出するものである。

第23号議案

伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「この項及び次項」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項第1号中「以下この号において」を「次項において」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号ス中「60キロメートル以上である職員」を「60キロメートル以上65キロメートル未満である職員」に改め、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第10条第2項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等

が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

人事院及び埼玉県人事委員会の勧告等に鑑み、伊奈町職員の通勤手当の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第23号議案 参考資料

伊奈町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第9条の3まで 略 (通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項_____において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次</p>	<p>第1条から第9条の3まで 略 (通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次</p>

号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において _____ 「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員
_____ 38,700円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,100円

める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

第11条から第22条まで 略

める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

第11条から第22条まで 略

第24号議案

伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊奈町国民健康保険税条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.4」を「100分の8.45」に改める。

第4条中「38,000円」を「45,700円」に改める。

第5条中「100分の2.7」を「100分の2.93」に改める。

第6条中「16,000円」を「16,700円」に改める。

第7条中「100分の2.0」を「100分の2.38」に改める。

第8条中「13,000円」を「15,500円」に改める。

第26条を第30条とする。

第25条の前の見出しを削り、同条を第29条とし、同条の前に見出しとして「（国民健康保険税の納税通知書）」を付する。

第24条の2を第28条とし、第24条を第27条とし、第23条を第26条とする。

第22条中「第24条第1項」を「第27条第1項」に、「第22条」を「第25条」に改め、同条を第25条とする。

第21条第1項中「及び同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「場合には、17万円)」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「26,600円」を「31,990円」に改め、同号イ中「11,200円」を「11,690円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「10,850円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,235円

第21条第1項第2号ア中「19,000円」を「22,850円」に改め、同号イ中「8,000円」を「8,350円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,750円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について882円

第21条第1項第3号ア中「7,600円」を「9,140円」に改め、同号イ中「3,200円」を「3,340円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「3,100円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について353円

第21条第2項第1号ア中「5,700円」を「6,855円」に改め、同号イ中「9,500円」を「11,425円」に改め、同号ウ中「15,200円」を「18,280円」に改め、同号エ中「19,000円」を「22,850円」に改め、同項第2号ア中「2,400円」を「2,505円」に改め、同号イ中「4,000円」を「4,175円」に改め、同号ウ中「6,400円」を「6,680円」に改め、同号エ中「8,000円」を「8,350円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 264円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 441円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 705円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 882円

第21条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第19条第1項中「第11条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第18条第1号中「第13条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第21条とし、第13条から第17条までを3条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「第21条」を「第24条」に改め、同条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「第13条、第17条及び第18条」を「第16条、第20条及び第21条」に改め、同条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,765円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について139円とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「及び第21条」を「、第9条及び第24条」に、「第21条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附則第10項及び第11項中「及び第21条第1項」を「、第9条及び第24条第1項」に、「第21条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附則第12項及び第13項中「及び第21条」を「、第9条及び第24条」に、「第21条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊奈町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割額及び被保険者均等割額の見直し並びに子ども・子育て支援金制度創設に伴う賦課に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第24号議案 参考資料

伊奈町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</p>	<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）の規定によ</p>

_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

る子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。
- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割の額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.4を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について38,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割の額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法
第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.45を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について45,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.93を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について16,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,000円とする。

第9条 略

(徴収の方法)

第10条 国民健康保険税は、第13条、第17条及び第18

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について16,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について15,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,765円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について139円とする。

第12条 略

(徴収の方法)

第13条 国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21

条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第11条 略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属

条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第14条 略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第24条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属

する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当

する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当

該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当

該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当

該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第18条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第13条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日か

該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第20条 略

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日か

ら10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者
当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から
12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者
当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日ま
での間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日から
その翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者とな
った者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月3
0日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第19条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支
払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収
の方法によって徴収されないこととなった場合においては、
特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当
する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収
されないこととなった日以後において到来する第11条第1
項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、そ
の日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ち
に、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入
された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者か
ら徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべ

ら10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者
当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から
12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者
当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日ま
での間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日から
その翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者とな
った者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月3
0日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支
払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収
の方法によって徴収されないこととなった場合においては、
特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当
する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収
されないこととなった日以後において到来する第14条第1
項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、そ
の日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ち
に、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入
された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者か
ら徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべ

き特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第20条 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) _____

_____の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得に

き特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第23条 略

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項 本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得に

ついて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について26,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主

ついて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について31,990円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11,690円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主

を除く。) 1人について9, 100円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について19, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8, 000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介

を除く。) 1人について10, 850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1, 235円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について22, 850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8, 350円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介

護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,600円

護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について882円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,140円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,340円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,100円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5, 700円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19, 000円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について353円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6, 855円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 11, 425円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 18, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 22, 850円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等

課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 400円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4, 000円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 000円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定す

課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 505円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4, 175円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6, 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 350円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 264円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 441円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 705円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 882円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定す

る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第22条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、

月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第27条第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、

所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第23条 略

第24条 略

第24条の2 略

(国民健康保険税の納税通知書)

第25条 略

第26条 略

附 則

1及び2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に

所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

第26条 略

第27条 略

第28条 略

(国民健康保険税の納税通知書)

第29条 略

第30条 略

附 則

1及び2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に

規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とある

規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とある

のは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、

のは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、

第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第1

林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第1

6条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項

6条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条第1項

の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第

並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第

3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第25号議案

伊奈町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊奈町コミュニティセンター条例（昭和56年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条（見出しを含む。）中「令和3年度から令和7年度まで」を「令和8年度から令和12年度まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町コミュニティセンターの利用料金の特例の期間を変更するため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第25号議案 参考資料

伊奈町コミュニティセンター条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第22条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(令和3年度から令和7年度までにおける利用料金の特例)</p> <p>第2条 令和3年度から令和7年度までにおける利用料金は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。</p>	<p>第1条から第22条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(令和8年度から令和12年度までにおける利用料金の特例)</p> <p>第2条 令和8年度から令和12年度までにおける利用料金は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。</p>

第26号議案

伊奈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊奈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、乳児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第7号中「開始、終了に関する事項及び」を「開始及び終了に関する事項その他の」に改める。

第18条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準の特例に係る基準は、府令第22条の2に規定する基準とする。

第26条を次のように改める。

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「府令第23条」とあるのは「府令第26条において準用する府令第23条」とする。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令1号）が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第26号議案 参考資料

伊奈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>第11条及び第12条 略</p> <p><u>(虐待等の防止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の虐待等の防止に係る基準</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>第11条及び第12条 略</p> <p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の虐待等の防止に係る基準</p>

は、府令第13条に規定する基準とする。

第14条及び第15条 略

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び 利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第17条 略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の秘密保持等に係る基準は、

は、府令第13条に規定する基準とする。

第14条及び第15条 略

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

第17条 略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の秘密保持等に係る基準は、

府令第18条に規定する基準とする。

第19条から第22条まで 略

第23条から第25条まで 略

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、「府令第23条」とあるのは「府令第26条において準用する府令第23条」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員

は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

府令第18条に規定する基準とする。

第19条から第22条まで 略

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準の特例に係る基準は、府令第22条の2に規定する基準とする。

第23条から第25条まで 略

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「府令第23条」とあるのは「府令第26条において準用する府令第23条」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第28条 略

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第28条 略

第 27 号議案

伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例

伊奈町介護保険条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 10 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア、第 17 号ア、第 18 号ア及び第 19 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合に

は、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得

金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合

計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正されたため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第27号議案 参考資料

伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第17条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第9条まで 略</p>	<p>第1条から第17条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第9条まで 略</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p>第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7</p>

号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所

得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得

金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給

与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有す

るもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得

控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の

給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

第28号議案

伊奈町水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊奈町水道事業給水条例（平成10年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第28条の表を次のように改める。

種別	料率 口径	基本料金 (1月につき)		従量料金	
		基本水量	料金	使用水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメートル以下	10立方メートル	1,790円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	120円
				20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	160円
				30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	240円
				100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	300円
				200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340円
				1,000立方メートルを超える分	370円
	25ミリメートル		4,000円	1立方メートルから30立方メートルまでの分	160円
				30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	240円
				100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	300円

			200立方メートルを 超え1,000立方メ ートルまでの分	340円
			1,000立方メー トルを超える分	370円
30ミ リメー トル		7,700円	1立方メートルから2 00立方メートルまで の分	300円
40ミ リメー トル		14,000円	200立方メートルを 超え1,000立方メ ートルまでの分	350円
			1,000立方メー トルを超える分	370円
50ミ リメー トル		60,000円	1立方メートルから 1,000立方メー トルまでの分	350円
75ミ リメー トル		99,000円	1,000立方メー トルを超える分	380円
100 ミリメ ートル		173,000円	1立方メートルにつき	380円
150 ミリメ ートル		380,000円		
200 ミリメ ートル 以上		759,000円		
臨時 用			1立方メートルにつき	380円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年10月1日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から令和8年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確

定する日が同月31日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の第28条に規定する料金に乗じる率については、なお従前の例による。

- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例による率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和8年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

水道事業の健全化を図り、持続可能で安定的な事業サービスを提供していくため、水道料金を改正したいので、この案を提出するものである。

第28号議案 参考資料

伊奈町水道事業給水条例 新旧対照表

改正前					改正後						
第1条から第27条まで 略 (料金)					第1条から第27条まで 略 (料金)						
第28条 料金は、次の表に定める基本料金と従量料金の合計額の100分の110を乗じて得た額とする。ただし、料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。					第28条 料金は、次の表に定める基本料金と従量料金の合計額の100分の110を乗じて得た額とする。ただし、料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。						
種別	料率 口径	基本料金 (1月につき)		従量料金		種別	料率 口径	基本料金 (1月につき)		従量料金	
		基本 水量	料金	使用水量	料金 (1立方 メートル につき)			基本 水量	料金	使用水量	料金 (1立方 メートル につき)
一般 用 メー トル 以下	20 ミリ メー トル 以下	10 立方 メー トル	1,200円	10立方メートル	150円	一般 用 メー トル 以下	20 ミリ メー トル 以下	10 立方 メー トル	1,790円	10立方メートル	120円
				を超え20立方メートルまでの分						を超え20立方メートルまでの分	
				20立方メートル	170円					20立方メートル	160円
				を超え30立方メートルまでの分						を超え30立方メートルまでの分	

			30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	240円				30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	240円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	300円				100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	300円
			200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340円				200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340円
			1,000立方メートルを超える分	370円				1,000立方メートルを超える分	370円
25 ミリ メー トル		<u>2,000円</u>	1立方メートルから30立方メートルまでの分	170円	25 ミリ メー トル		<u>4,000円</u>	1立方メートルから30立方メートルまでの分	160円
			30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	240円				30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	240円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	300円				100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	300円
			200立方メートル	340円				200立方メートル	340円

		ルを超え1,000立方メートルまでの分	
		1,000立方メートルを超える分	370円
30 ミリ メー トル	<u>3,300円</u>	1立方メートルから200立方メートルまでの分	300円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340円
40 ミリ メー トル	<u>6,000円</u>	1,000立方メートルを超える分	370円
50 ミリ メー トル	<u>9,000円</u>	1立方メートルから1,000立方メートルまでの分	340円
		1,000立方メートルを超える分	370円
75 ミリ メー トル	<u>21,000円</u>		
10 0ミ	<u>37,000円</u>	1立方メートルにつき	370円

		ルを超え1,000立方メートルまでの分	
		1,000立方メートルを超える分	370円
30 ミリ メー トル	<u>7,700円</u>	1立方メートルから200立方メートルまでの分	300円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	350円
40 ミリ メー トル	<u>14,000円</u>	1,000立方メートルを超える分	370円
50 ミリ メー トル	<u>60,000円</u>	1立方メートルから1,000立方メートルまでの分	350円
		1,000立方メートルを超える分	380円
75 ミリ メー トル	<u>99,000円</u>		
10 0ミ	<u>173,000円</u>	1立方メートルにつき	380円

リメ ート ル					リメ ート ル				
15 0ミ リメ ート ル		<u>84,000円</u>			15 0ミ リメ ート ル		<u>380,000円</u>		
20 0ミ リメ ート ル以 上		<u>150,000円</u>			20 0ミ リメ ート ル以 上		<u>759,000円</u>		
臨時 用			1立方メートルに つき	<u>370円</u>	臨時 用			1立方メートルに つき	<u>380円</u>
第29条から第48条まで 略					第29条から第48条まで 略				

第29号議案

伊奈町下水道条例の一部を改正する条例

伊奈町下水道条例（平成2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「1,117円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和9年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、適用日から令和9年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の第28条第2項に規定する使用料に準じる率については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の例による率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和9年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

公共下水道事業の健全化及び安定的な事業継続を図るため、下水道使用料を改正したいので、この案を提出するものである。

第29号議案 参考資料

伊奈町下水道条例 新旧対照表

改正前					改正後				
第1条から第42条まで 略 別表（第28条関係）					第1条から第42条まで 略 別表（第28条関係）				
使用料算定表（1月につき）					使用料算定表（1月につき）				
料率 区分	基本使用料		超過使用料		料率 区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1立方メートルにつき)		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1立方メートルにつき)
一般汚水用	10立方メートル	<u>800円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	138円	一般汚水用	10立方メートル	<u>1,117円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	138円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円				20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円

0立方メートルまでの分	
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	163円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	175円
100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	188円
300立方メートル	200円

0立方メートルまでの分	
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	163円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	175円
100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	188円
300立方メートル	200円

		ルを超え、 1, 00 0立方メ ートルま での分	
		1, 00 0立方メ ートルを 超える分	213円
公衆浴 場用	1立方メートルにつき 60円		

備考

- 1 一般汚水用とは、公衆浴場用以外をいう。
- 2 公衆浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、その入浴料金が埼玉県知事の指定による統制額である公衆浴場の用に使用する場合をいう。

		ルを超え、 1, 00 0立方メ ートルま での分	
		1, 00 0立方メ ートルを 超える分	213円
公衆浴 場用	1立方メートルにつき 60円		

備考

- 1 一般汚水用とは、公衆浴場用以外をいう。
- 2 公衆浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、その入浴料金が埼玉県知事の指定による統制額である公衆浴場の用に使用する場合をいう。

第30号議案

事業契約の一部変更について

次のとおり、令和6年9月18日議決第52号で可決された、事業契約の一部を変更することについて議決を求める。

- | | |
|--------|--------------------|
| 1 事業名 | 伊奈町役場新庁舎整備事業 |
| 2 契約金額 | 変更前 6,094,715,000円 |
| | 変更後 6,371,710,000円 |

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町役場新庁舎整備事業の事業契約中、契約金額を変更したいので、この案を提出するものである。

第30号議案 参考資料

第51号議案

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて議決を求める。

- 1 事業名 伊奈町役場新庁舎整備事業
- 2 事業場所 北足立郡伊奈町中央四丁目355番地他11筆
- 3 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 4 履行期限 令和10年8月31日
- 5 契約金額 6,094,715,000円
- 6 契約業者 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-12-12
佐藤工業株式会社 埼玉営業所（代表構成企業）
所長 佐藤 祐喜
東京都墨田区横網2丁目10番12号
株式会社佐藤総合計画（構成企業）
代表取締役 銚岩 崇

令和6年9月11日提出

伊奈町長 大島 清

議決第52号

令和 6年9月18日 原案可決

伊奈町議会議長 佐藤 弘



提案理由

伊奈町役場新庁舎整備事業の事業契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。



事業仮変更契約書

1. 事業名 伊奈町役場新庁舎整備事業
2. 事業場所 北足立郡伊奈町中央四丁目355番地他11筆
3. 変更事項
 - (1) 契約金額の増額 金 276,995,000 円
 - (2) 契約保証金 増額金額の10分の1以上
4. その他 原契約書のとおり

令和6年9月18日締結した事業契約を上記のとおり変更する。
この契約について、町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。
この契約書の成立を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月6日

発注者

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
伊 奈 町
氏 名 伊奈町長 大 島 清



受注者

代表構成企業

住 所 埼玉県さいたま市浦和高砂2-12-12
佐藤工業株式会社埼玉営業所
氏 名 所 長 小 泉 直 人



構成企業

住 所 東京都墨田区横綱2丁目10番12号
株式会社 佐藤総合計画
氏 名 代表取締役 鎌 岩 崇



第31号議案

町道路線の変更について（起点変更）

次のとおり、町道の路線を変更することについて議決を求める。

路線名	新旧	起 点	道路幅員 (m)	道路延長 (m)
		終 点		
3184	新	伊奈町大字小室字西浦 4929番10地先	1.83	70.82
		伊奈町大字小室字西浦 4961番1地先		
	旧	伊奈町大字小室字西浦 4912番2地先	1.83～ 15.78	144.5
		伊奈町大字小室字西浦 4961番1地先		

令和8年2月25日提出

伊奈町長 大 島 清

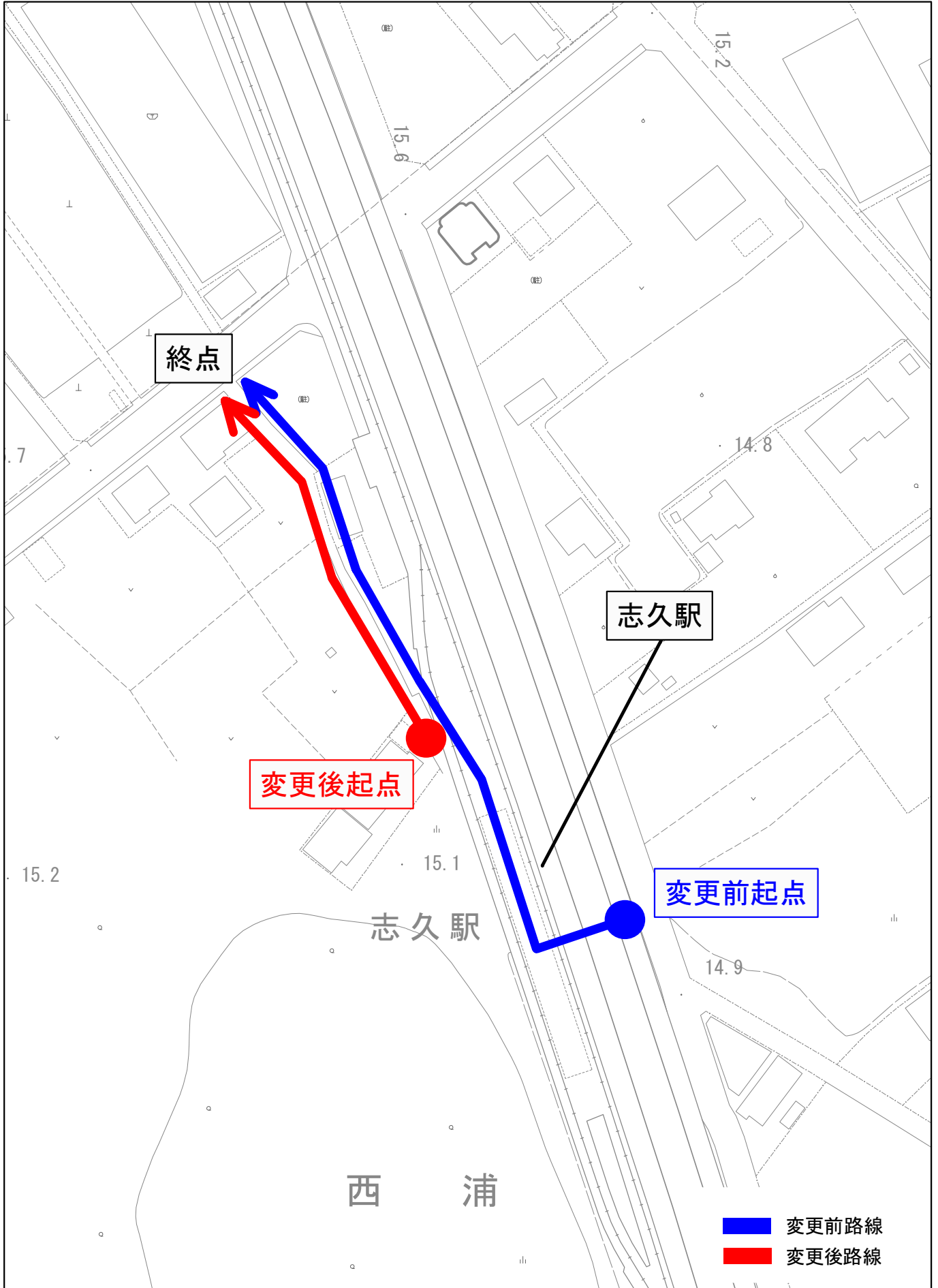
提 案 理 由

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

町道路線変更図

第31号議案 参考資料

町道第3184号線



1/1,000

0m 20m 40m 60m 80m